

第55回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 令和3年2月2日（火）10時00分～11時40分

場 所 生駒市役所 402会議室

【出席者（敬称略）】

〔委 員〕 山口宣恭、藤澤清二、畑井敏宏、米倉弘幸、吉川仁也

（リモートによる参加）吉川正史、村岡悠子

〔実施機関〕 地域包括ケア推進課長：後藤治彦、同課係長：澤辺誠、人事課課長補佐：上野啓介、
同課課長補佐：荻巣友貴、同課係長：松下雄亮、同課主任：稲葉淳一、
健康課長：西田幸彦、企画政策課課長補佐（健康課コロナワクチン接種チーム）：藤川幸史、
収税課課長補佐：堤良太、ICTイノベーション推進課課長補佐：森康通、
同課係長：嶋岡沙耶香

〔事務局〕 総務部長：杉浦弘和、総務課長：飯島武暢、同課課長補佐：立田久美子、
同課主任：塚美代子

【議 題】

- 1 委員紹介
- 2 会長・副会長の選出
- 3 【諮問案件1】 国立長寿医療研究センター及び日本老年学的評価研究機構との研究協定に基づく個人情報外部提供について（地域包括ケア推進課）
【諮問案件2】 人事情報システムの導入に伴い、民間のデータセンターと実施機関の電子計算機とを結合することについて（人事課）
【諮問案件3】 新型コロナウイルスワクチン接種に係る予約システムの導入に伴い、受託業者が管理する電子計算機と結合することについて（健康課）
- 4 【報告案件1】 源泉徴収票等の電子的提出のために、e-Tax及びeLTAXを利用することについて（人事課）
【報告案件2】 市県民税（特別徴収分）のコンビニエンスストア及びスマートフォンでの収納開始について（収税課）
【報告案件3】 本市とゆうちょ銀行との接続回線の廃止に伴い、ペイジーと同一の接続サーバー経由で金融機関専用網に接続変更することについて（ICTイノベーション推進課）
- 5 その他

【審 議 事 項】

1 委員紹介

事務局から委員の紹介があった。

2 会長・副会長の選出

[結論]

全員一致により会長に吉川委員、副会長に山口委員を選出した。

[審議経過]

これまで副会長を務めていただいた吉川委員に会長を、副会長に山口委員にお願いしてはどうかとの意見があった。

3 【諮問案件1】 国立長寿医療研究センター及び日本老年学的評価研究機構との研究協定に基づく個人情報外部提供について（地域包括ケア推進課）

[結論]

適当なものと認める。

答申の詳細については、会長に一任する。

[審議経過]

実施機関である包括ケア推進課より、本市と国立長寿医療研究センター及び日本老年学的評価研究機構との研究協定に基づく個人情報外部提供について、その経緯と内容についての説明があった。

○ 概要

- ・ 現在、一般介護予防事業評価事業に係る調査及び地域の通いの場効果検証事業に係る調査、日常生活圏域・ニーズ調査を国立長寿医療研修センター又は日本老年学的評価研究機構に委託し、それぞれ独立して調査を実施・集計している。今後、調査結果を個人が特定できる形で提供することにより、各調査結果の相互比較や全国から提供されたデータの比較検討を行うことができることから、加齢に伴う疾患の調査・研究に係る真に市民にとって意義のある調査とするため、市を含めた三者で研究協定を締結する。
- ・ 調査票に本人同意欄を設け、同意があった回答内容のみ情報の提供を行う。データの受渡しの際は鍵付きの外部記憶媒体を使用し、その媒体は金庫に保管すること、データの取込みはインターネットに接続されていない端末で行うこと、入退室管理を徹底したサーバー室にサーバーを設置する。
- ・ 取り扱う個人情報は、介護保険被保険者番号、生年月日、性別、調査票回答データの情報である。
- ・ 協定書の締結は、令和3年4月1日を予定している。

○ 質疑

Q 調査票に氏名の記入欄はないが、市が氏名を加えた形で提供するのですか。

A 提供する調査票データには氏名は含まれていません。

Q 外部に漏えいした場合でも個人を特定することは考えにくいということでしょうか。

A その通りです。調査票番号を市のみが管理する名簿と照合して初めて個人が特定されます。

Q 協定案の第4条での「リスクを低減する処理を確実に行う」主体が乙のみになっているが、丙は追加しなくていいのですか。

A 3者で協議して、追加します。

Q サーバーのファシリティスタンダードが全体でティア3相当となっており、電気設備のみティア2となっているが、個人情報保護の観点からは影響ないのですか。

A 個人情報保護の観点では影響がなく、システムの可用性の問題です。窓口業務に使用するシステムの場合は常時稼働が必要ですが、今回は調査研究を行うためのシステムであるため、一定時間システムが使用できなくても認容できるものと判断しています。

○ 附帯意見

個人情報の外部提供については、個人情報の保護、セキュリティ対策を講じること。調査データを協定する3者以外に提供される場合の「非識別加工・匿名加工」の具体的な方法について協議しておくこと。

【諮問案件2】 人事情報システムの導入に伴い、民間のデータセンターと実施機関の電子計算機とを結合することについて（人事課）

[結論]

適当なものと認める。

答申の詳細については、会長に一任する。

[審議経過]

実施機関である人事課より、クラウド型の人事情報システムの導入に伴い、民間のデータセンターとの通信回線を用いた結合について、その経緯と内容についての説明があった。

○ 概要

- ・ 現在、市の人事管理については、勤務情報システムと人事給与システムで管理しているが、その他の人事評価の職務行動評価や自己申告、再任用申込書、採用試験関連情報等は、エクセルで人事管理を行っており、事務が煩雑で各データを合わせた分析ができない状況である。職員採用試験の受験から入庁後の人事評価まで一元的に管理できる人事情報システムを導入することで、人事制度改革のための総合的な分析及び職員の事務処理負担の軽減を図る。
- ・ 外部から職員採用試験の受験者が申込み手続きを行えるよう、インターネット上のクラ

ウド型のシステムを導入する予定であり、プロポーザル方式により業者を選定する。

- ・ 最短で令和3年8月からの運用開始を予定している。

○ 質疑

Q このようなシステムを導入されることを、事前に職員へ周知されますか。

A 導入にあたっては、インターネット上に個人情報を置く旨を説明会またはグループウェアで通知することにより周知を図りたいと考えています。

Q 職員採用試験の募集要項等に、個人情報の取扱いについて明記されるのでしょうか。

A 現在でもインターネットから採用試験の申込を受付けており、個人情報の取扱いに同意の上、申し込みいただいておりますが、要項等にも民間企業のシステムを利用していることを含め、個人情報に関する注意書きを記載します。

Q 他市の導入状況について教えていただけますでしょうか。

A インターネット上のクラウド型システムを魚沼市と鯖江市（実証実験段階）で導入されていると聞いていますが、県内では初めてではないかと思えます。

Q 過去の採用試験情報等を新システムに移行する予定ですか。

A これまでのデータに関しては、移行の必要性はないと考えております。職員の人事情報については必要なものを移行します。

○ 附帯意見

市の職員、受験者の方の個人情報を取り扱うことになるので、業者の選定にあたっては、個人情報保護の対策を厳格に行えるかに配慮して選定を行うこと。

【諮問案件3】 新型コロナウイルスワクチン接種に係る予約システムの導入に伴い、受託業者が管理する電子計算機と結合することについて（健康課）

[結論]

適当なものと認める。

答申の詳細については、会長に一任する。

[審議経過]

実施機関である健康課より、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予約システムの導入に伴い、民間のデータセンターとの通信回線を用いた結合について、その経緯と内容についての説明があった。

○ 概要

- ・ 厚生労働省より3月中旬からの接種券送付に合わせて、ワクチンの接種が開始できる体制を市町村で至急整備することが示され、ワクチン接種に係る予約システムを導入することで、円滑なワクチン接種の予約、管理を行う。システムについては、パソコン及びスマートフォンから予約ウェブサイトを通じて、接種券番号、性別、生年月日を入力し、

認証されると接種会場や日時を入力して予約する方法や予約前日にメールで通知する機能を整備する。ウェブ入力できない人向けにはコールセンターを設置し、電話を聞きながらオペレータが代わりに同システムに入力する方法となる。

- ・ 今回、導入するシステムは、全国の各自治体の検診予約システムを構築・運営している実績のある民間企業のシステムで、セキュリティ基準も満たしている。
- ・ 取り扱う個人情報は、接種券番号（任意番号）、性別、生年月日、メールアドレス、電話番号の情報である。
- ・ 令和3年3月中旬からの運用開始を予定している。

○ 質疑

Q 2回目のワクチンの接種はどのように行うことになるのですか。

A 2回分を同時に申込み入力できないため、集団接種の場合、1回目の接種会場に同システムが使える端末を設置し、2回目の接種予約することを検討している。病院で個別接種する場合は、1回目の接種時に2回目の接種予約をするよう案内することを検討しています。

Q 接種が年度をまたいだ場合、接種券番号は次年度も同じ番号を使われるのですか。

A 接種券番号の取扱いについては未定でしたが、ワクチンの有効期間や予約が取れないことによる年度をまたいだ接種も考えられるため、同じ番号を使う予定です。

Q 既に感染した方からの問合せはどこで対応されるのですか。

A 国、都道府県、市それぞれにコールセンターを設置し、既に感染された方や基礎疾患のある方からのワクチン接種の際の疑問については、県のコールセンターで対応することになります。市は接種券の再発行や転入転出の際にどこで接種が可能かの問い合わせに対応します。

Q 接種券番号はマイナンバーと関係はないのですか。

A 住民基本台帳に登録された方に機械的に付番することになります。マイナンバーとの連携については、国の取扱いが示されていませんが、今後、接種券番号とマイナンバーと連携が必要となる場合は、システム改修が必要となるので、審議会に改めて諮問又は報告させていただきます。

○ 附帯意見

権限を越えた情報を市が収集することになるため、それに対する保護対策を契約書に記載すること。また、複数年度にまたがるため、契約期間等について確認しておくこと。

4 【報告案件1】源泉徴収票等の電子的提出のために、e-Tax及びeLTAXを利用することについて（人事課）

令和3年1月から税務署に提出する源泉徴収票等の法定調書を100枚以上提出する給与支払

者は、国税関係の法定調書をe-Tax又は光ディスク等で、地方税関係の法定調書はeLTAX又は光ディスクを使用して提出することが義務付けられ、本市も電子的提出の対象となる給与支払者となる。光ディスクを使用する方法は、媒体等の郵送時の紛失・盗難の危険があり、事務負担も増えること、e-Tax及びeLTAXは国税庁及び地方税共同機構が構築したシステムで、開始から15年以上経っており、多くの国民や企業の利用実績があることから、令和3年から本市の電子機器と国税庁及び地方税共同機構の電子機器とをLGWAN回線を用いて結合し、法定調書を提出することについて、人事課から報告があった。内容については、法改正により全国的に義務付けされた業務であること、オンライン結合により職員の事務負担が軽減されること、システム利用者の電子署名、データの暗号化等のセキュリティ対策が確保されており、平成19年議答申個第26号の包括諮問事項の類型に該当するため、報告案件とし説明を受けた。

【報告案件2】市県民税（特別徴収分）のコンビニエンスストア及びスマートフォンでの収納開始について（収税課）

本年3月より市県民税の特別徴収分を、税の収納に係る既存の仕組みを利用してコンビニエンスストア及びスマートフォンでの納付を開始することについて、収税課より報告があった。内容については、税の納付をコンビニで収納することを可能とするため、コンビニ収納代行業者と専用回線で結合することを平成17年議答申個第12号で適当と認められており、税目が一つ追加されるだけで、既に導入している仕組みを利用することで、新たなシステム改修や回線が不要であるため、報告案件として説明を受けた。

【報告案件3】本市とゆうちょ銀行との接続回線の廃止に伴い、ペイジーと同一の接続サーバー経由で金融機関間専用網に接続変更することについて（ICTイノベーション推進課）

現在、市民からの市税等の納付や市職員の給与の口座振込は、ゆうちょ銀行と本市との間で、西日本電信電話株式会社のISDN回線を利用してデータの送受信を行っているが、2022年3月でISDN回線が廃止されるため、既に導入済みのLGWAN回線に移行し、ペイジーと同一の接続サーバーである㈱会社NTTデータ通信のデータセンターを経由してゆうちょ銀行とデータの送受信を行うことについて、ICTイノベーション推進課から報告があった。内容としては、LGWANは総務省の許可を得た業者のみ接続が可能で信頼性があることやデータセンターのセキュリティ基準が高く、新たな費用もかからないこと、また本市とゆうちょ銀行との結合については、平成26年議答申個第32号で適当と認められており、通信回線は実績のある専用回線であることから報告案件とし説明を受けた。

4 閉会